

サヨナラ原発福井ネットワーク通信 2019. 2. 10

連絡先: 福井県越前市瓜生町51-2- 若泉方 090-7083-8921

Waka3@rk9.so-net.ne.jp ホームページ www2.interbroac.or.jp/shimada/denuclear.html

No 14

郵便振替口座: 00780-9-40314

ブラックアウト 鶴居村より 酒井 照子

この原稿は2018年10月に書かれたものです

時間が経つのは、本当に早いもの。こちら(北海道)に来てから2ヶ月以上、あの地震そしてまさかのブラックアウトからも、1ヶ月以上が経ちました。テレビやラジオからの節電節電の呼びかけも、いつのまにか止んでいます。

8月末から1人暮らしになった私、日ちゅうに山用の携行ガス器具でご飯を炊き、夜は真っ暗が怖くて役場に開設された避難所で寝ました。鶴居村市街地は役場もある公共エリアであるせいか、ほぼ24時間後に通電し避難所では1晩を過ごしただけで帰宅することができました。

でも震源地付近では余震が続き、家を失った人々は仮設住宅に頼るしかない現状で、不足する住宅の増設が決まっています。

もっと怒らなくてはいけない事態だった

今回、重大な被害を受けた方達を除いて、もちろん不便ではあったけれど、ブラックアウトに対して怒りの声は無いようです。企業は膨大な損害を被っていますが、[コープさっぽろ]は損害賠償請求を取りやめてしまいました。

でも北海道新聞で「検証 連鎖の構図 ブラックアウト」が始まり、4日間に渡り連載された検証記事を読むと私たち(?)道民はもっと怒らなくてはいけない事態だった事がわかります。

北電関係者は想定外だったという

苫東厚真火力発電所の耐震基準(震度5)を上回った今回の地震に、社長はじめ北電関係者は想定外だったと口をそろえ、全域停電検証委員会も「経験がなかった仕方がない」「人為ミスは無かった」「北電は良くやった」と北電の責任を厳しく問う姿勢はみせていません。

しかし検証記事によれば、2003年の十勝沖地震の時もこの火力発電所は(震度5強)にみまわれ耐震基準(震度5)を

超えているのです。4号機の緊急停止で37万戸が1時停電になり次々と1号機、2号機と停止しました。

この時は停止が段階的だった事と、苫小牧市のナフサ貯蔵タンク炎上に注目が集まり、話題にならなかったのをこれ幸いと、コスト削減を最優先とし耐震基準の見直しもせず今回の大地震、ブラックアウトに至ってしまったのです。

誰もが大地震など想定外としていて、大規模停電訓練でも機器の損傷などを想定していなかった。各地の震災から何の教訓も得ていなかったのです。

今回は火力発電所の事故でした。火力発電所の検証委員会は「未経験だった」と言いますが、誰も経験していない大事故は起こりうるのです。原発でも1番重要な基準地震動は見直されていません。

「社会通念」と言う曖昧な基準

最近の裁判では、「社会通念」と言う曖昧な基準で再線検が認められてしまう。全域停電検証委員会の「仕方がない」と言う意見は、起こって欲しくない次の事故の時には最悪の「社会通念」になってしまいます。こんな「社会通念」を定着させないために、もっと怒らなくては駄目だと1人で怒っている私です。

記事によれば道内の再生エネは約138万kw、苫東厚真火発165万kwの約8割を占めています。「今回ほど太陽光をありがたいと思った事はなかった」と設置者の意見が載っています。送電線の空き容量が無いと接続を止められているこの地に多い牛馬の糞利用バイオマス発電は、出力が安定している。

九州電力は、原発を動かすために再エネの出力制限をするなどもつてのほか、エネルギー計画を見直せば良いのです。

私が役場に避難していた時、そばにいた充電待ちのおじさん達が「原発でなくてよかったなあ」と話されていたからね!

※ 10月17日北海道新聞 道内企業災害対応不安 「泊原発不要41%」

原発裁判の現在

大飯原発裁判を主として

福井から原発を止める裁判の会 嶋田千恵子

大飯3・4号機の運転差止め訴訟の控訴審は2018年7月4日に内藤裁判長により控訴棄却の決定がだされました。内容はかって書かれたことがなかったようなお粗末なものでした。曰く「法制度もしくは政策の問題であり司法の範疇を超えている。傍聴席は怒号で渦巻きました。裁判官は立ち去りました。

関電の言い分そのまま鵜呑み判決

一審判決の「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である」という憲法の理念に基づいた、人格権に言及するものに一言も言及しませんでした。関電の言い分そのまま鵜呑み判決でした。

弁護団は司法の責任についても幾度も意見をのべていますが、政権におもねった最高裁の指令のとおりでした。

裁判の会としては樋口判決を守るために最高裁まで闘うという方法もありましたが、全国的な裁判の流れなども考慮して上告を断念しました。最高裁は信ずるに足らずというのが裁判の会の本音です。

いよいよ「廃炉時代」

いま裁判の会は、名古屋で行われている老朽原発の運転停止を求める裁判に精力的に傍聴参加したり、会合に参加しています。ほかに大津、石川の裁判傍聴も可能な限り参加しております。

2017年12月25日 京都府の住民が大飯3・4号機の運転停止仮処分を求めて提訴しました。裁判の会からも申立人が参加する予定でしたが、関電の嫌がらせ的な振る舞いのために、参加できませんでした。その代わり事務局をつとめていますし、裁判の会としては全力での支援体制をとっています。

裁判闘争に関しては弁護団の全国組織があります。原告団の全国的なつながりの会はあるにはあったのですが機能していませんでした。昨年、関西電力を相手に闘っている原告が一同に会しての話合いが一度ありました。

もんじゅが廃炉となり いよいよ「廃炉時代」といわれる時がきています。最後までがんばりましょう。

福井県による県庁前抗議活動

自粛要請についての最終報告

若泉政人

2017年3月31日、福井県財産活用推進課は石森さんと西村さんが当時行っていたランチタイムアピールに対して県民から苦情が寄せられていることを理由に、課長名の活動自粛要請の公文書を発出しました。

この件に関してニュース等で報告をしてきましたが、昨年11月9日、福井県庁内の県政記者室にて石森さん、嶋田先生、酒井さん、裁判の会の小野寺さん、私でメディアに対して「要請を正式に拒否する」旨会見しました。中日新聞、福井新聞でも報じられましたのでご存知の方もおられるかと思いますが、報告いたします。

同文書が出されてから、公開質問状を3回提出し3回口頭で回答を同課課長から受けました。以下、がこれまでの経過です。

発端 福井県による公文書発出/2017.3.31(資料1)

↓ ※財産活用推進課長名 押印あり

県・財産活用推進課と面談/2017.4.14

↓ ※公文書かを確認⇒正式な文書と回答

Q1 第1回公開質問状提出/2017.4.21(資料2)

↓ ※2項目

① 第1回公開質問状への回答：面談/2017.6.8

↓ ※動画記録：YouTubeにアップ

Q2 第2回公開質問状提出/2017.7.10

↓ ※8項目

② 第2回公開質問状への回答：面談/2017.11.24

↓ ※動画記録：YouTubeにアップ

Q3 第3回公開質問状提出/2018.1.26

↓ ※5項目

③ 第3回公開質問状への回答：面談/2018.7.13

※動画記録：YouTubeにアップ

いよいよ顕著になった原子力時代の終焉 山崎隆敏

核燃料(プルトニウム)サイクル事業が破綻し、原子力政策は暗礁に乗り上げています。そのため、使用済み核燃料の貯蔵をめぐる議論がかまびすしくなってきました。

実は、核のゴミの行き場がないことは原発が動き出した50年も前から指摘されていたことです。たとえば49年前に読売新聞は「福井の海岸線は原発の墓場がずらりと並ぶのでは」「県も将来の展望はなく場当たりのでどうにかなるだろうと頼りない状態」と書いています(拙著「なぜ原発で若狭の振興は失敗したのか」)。

核のゴミを県外に出せばよいのか

私たちは1月23日に福井県知事宛に別紙の申し入れ書を届けました。ところで、原発のゴミ(使用済み核燃料)は県外へ移せと関電に要求する西川現職に対し、4月の知事選の有力対抗馬の杉本達治氏は、県内に中間貯蔵施設を整備するのを容認する姿勢を見せています。このことで反対運動の中でも混乱が起きました。

プールが使用済み核燃料で飽和状態になっていて、このまま行き場が見つからなければ、原発は燃料交換ができず運転の維持も不能となります。つまり、西川氏が再選され、「核のゴミは県外へ」と突っばねてくれば、いずれ原発は動かせなくなる。しかし、杉本氏が知事になり中間貯蔵施設を県内に造られれば、原発がいつまでも稼働しつづけることになる。だから、杉本氏が知事になったら困る。西川氏の方がよほどまし。西川知事に再度大きな声で「県外へ」と表明してもらって安心したいという幻想をもたれる方がおられるかもしれません。

原発を止めなければ、核のゴミは増え続ける

なぜ私が幻想と言うか。それは、西川知事は「原発の運転は認めるが、ゴミは県外へ」と、一貫して身勝手な主張をしているからです。実は「電力関係者の多くは関電の実質的な選択肢はむつ市しかないと見ている」(週刊ダイヤモンドなど)のです。つまり、西川知事の要求通り原発ゴミが青森に搬出されることになれば、プールの空きができて燃料交換が可能となり原発の運転は継続できることになるのです。原発の運転を容認する西川氏が再選しても原発は動き続け、ゴミも生まれ続けるのです。

私たちは、「使用済み核燃料を新たに生み出させてはならない、原発の運転はもう止めてほしい」と西川・杉本両氏に訴えてゆかなければならないと思います。

MOX使用済み燃料はサイトで永久貯蔵

私たちが、県への申し入れ書でも指摘しているように、より危険で厄介なMOX使用済み燃料は、原発サイトで永久貯蔵されることになります。

1998年5月、関電は高浜原発設置変更を申請し、使用済み燃料については「燃料の炉内装荷前までに使用済み燃料の貯蔵・管理について政府の確認を受けた場合、再処理の委託先については、搬出前までに政府の確認を受けることとする」という一文を書き加えました。

わかりづらい文章ですが、「使用済み燃料を搬出するまでは、再処理の委託先は決まっていなくてもよい」と解釈でき「使用済み燃料は若狭に永久貯蔵となるのではないか」と心配する県民をだまして国に申請したのです。関電も、MOX使用済み燃料の搬出はできないだろうと予測していたからです。

議論の大切さ

3・11のあと、県内外の原発反対派からも「廃炉ビジネスで脱原発を進めよう」の声があがりました。しかし私たちは、「行き先のない解体ゴミがサイト内に積み上げられるだけで、そのために大勢の労働者が被曝することは愚の骨頂」と反論してきました。

実際に、[ふげん]はすでに2008年から解体をはじめましたが、解体ゴミは敷地建屋にためこまれています。先ごろ、原発に反対する福井県民会議の第一回「廃炉検討会」が開催されましたが、委員から廃炉解体に賛成する意見は出ませんでした。(この文の冒頭で1971年の読売新聞を紹介しましたが、読売は「耐用年数の過ぎた原子炉は、取りこわすと放射能が飛散するのでそのままにしておくというのが学会や電力会社の方針」と書いています。)

また、「使用済み燃料のプール保管は危険だ、乾式貯蔵施設に移すべし」という声も当初は運動内部にありました。しかし私たちは「プールで5年以上冷やされた使用済み燃料が溶け出す危険性はほとんどない。関電が乾式貯蔵に移したがる真の理由は、プールが満杯になると燃料交換ができなくなり、原発を運転できなくなるため。安全上の理由ではない」と粘り強く説明してきました。今日、「早く乾式貯蔵施設に移すべし」と運動内部で主張する声はなくなりました。運動内部での議論は嫌なものですが、うるさく言い続けてよかったと思っています。

【争点として】

- ・表現の自由ではなく、表現の態様について自粛要請することは憲法21条に抵触しないという県の回答はおかしい
- ・県に寄せられた苦情を「お願い」伝える基準を「総合的に判断」としている。時期、その他の要素も今後加わる可能性があり、その方針を定めることは困難であるとしている。しかし、やってはならない判断基準は設けるべきではない。県民の権利を侵害しないことなど。恣意的な運用を許すことになるのではないか
- ・要請文の受け取りについて、相手が拒否しているのに無理やり渡したことを合意したように扱うことはおかしい。行政指導は受け取る側の任意とされているのに無理やり渡すことは前提と矛盾している。強制的な行政指導という矛盾した行為がおこなわれることは問題である。

裁判で争うことを、石森さんも考えておりましたが、文書が出された後も私たちは活動を継続しており、「表現の自由を侵害された」とは言えないことや、憲法違反を争点に裁判を戦うことは困難なことから、県の不正をアピールして「拒否を表明する」ことにした次第です。県は今後、私たちに同じ趣旨の要請文を出すことはないとも発言したことが新聞にも報じられました。実質的に私たちは勝利しました。今後も原発をなくすために活動を続けていきます。



あとがき

県への申し入れの際、中日の記者が帰りがけ「中間貯蔵問題で特集を組みます。長沢先生に取材します」と言ってくれました。この問題を多くの県民の皆さんに知ってもらい、まさに「県民的議論」を高めてほしいものです。
*若狭ネット資料室長の長沢啓行さん(大阪府大名誉教授)のことで、2016年に島崎邦彦氏が「規制委は地震動を過小評価している」と国を批判されましたが、その島崎氏に強い影響を与えたのが長沢先生です(2016年共同配信・中日7月19日)。

長沢講演録「再稼働の前に考えよう! 行き先のない使用済み核燃料」をぜひご購読ください。A4判56p一部カラー刷り、500円です。

2018年度の会計報告 五十嵐靖子

収入の部

前年度繰越金	661,728
「長澤講演録」売り上げ金	159,284
会費・カンパ収入	100,140
合 計	921,152

支出の部

「核のゴミ」写真展 (写真借上・運賃・会場代・備品)	36,246
「長澤講演録」印刷・製本・送料等	185,748
他団体との連携・賛同費	23,160
サヨ原通信等発行費	
郵送代	15,849
封筒、用紙、印刷代等	8,497
雑誌購入代金(たんぼ舎)	18,545
その他	
集会飲料水	1,663
メガホン修理費	5,000
合 計	294,698

次期繰越金 626,454

☆会計年度は1月から12月までです。

☆「核のゴミ」写真展は2017年11月・12月・18年1月開催。嶺南での費用(写真借上代)も含めて、2018年の会計に繰り入れました。

☆会費は1口1,000円です。

☆全会員に振替用紙を入れてあります。1月以降に会費納入された方には重複失礼をお許しください。